

# 第一回 参議院内閣委員会会議録 第二十四号

(五〇四)

昭和二十六年五月十七日(木曜日)午後  
一時五十二分開会

- 特別調達厅設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会の整理等のための運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会の整理等のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会等の整理のための労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 審議会等の整理のための地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## ○連合委員会開会の件

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

本日の会議に付した事件としては公報に記載しております十二件であります。いずれも主として審議会等の整理のために設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に進行させたいと思いますが如何ですか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは特別調達厅設置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

○政府委員(根道廣吉君) 特別調達厅設置法の一部を改正する法律案の概要を御説明申上げます。

内部部局につきましては、第一に連合國軍に対する施設その他不動産の提供、その使用を解除された財産の管理、返還並びにこれららの業務に附帯する補償及び求償等、いわゆる不動産業務が譲和を控えまして極めて重要な相成りましたことに鑑みまして、本業務に関する機構を一段と強化いたしましたのであります。即ち、従来不動産業務と連合國軍に対する労務者提供の業務を併せて所掌いたしておりました労務管財部を労務部と管理部に分割いたしまして、新設の管理部におきましては、不動産業務のはか広く調達に伴う補償、求償並びに解除物件処理に関する事を掌ることとしたいたした次第であります。

第二に從来工事、役務及び需品の調達に関する契約、技術、促進及び監督の事務を分掌いたしておりました契約部及び技術監督部を統合いたしまして業務を新設いたします。そうして事務、業務の的確迅速を期すると共に機構の簡素化を図つた次第でございます。

○補見義男君 従来の顧問は具体的にはどういう斤務に參画しておられるのですか。具体的に事例を挙げて御説明頂きたいのですが。

○政府委員(根道廣吉君) ずっと以前の事態におきましてはあらゆる重要な事務に參画しておられたのでございまして、長官の顧問たる立場をもつて参画しておつたわけですが、最近は一人顧問を置いて、主として法律問題に関する顧問、そして法律問題に

算執行の適正に万全を期するために監察事務を一段と強化いたしたいと存じまして、監察官を設けて斤務の監査に關する事務を掌理せしめることとしたいたしました。

○補見義男君 その法律顧問というのは国内法の法律顧問ですか。

○政府委員(根道廣吉君) 主として国内法に関するものであります。

○補見義男君 今ほどの行政官厅には、従来の調達役務審議会、調達芸能審議会及び中央調達不動産審議会の三審議会のうち、調達役務及び芸能調達の両審議会を簡素化して統合いたしました。

審議会及び行政機構簡素化の趣旨に副うことといたした次第でございます。本法案の概要は以上御説明申上げました通りであります。よろしく御審議のほどをお願い申上げます。

○梅津錦一君 第六条第二項の「特別調達厅に顧問一人を置く。顧問は、重要な斤務に參画する。」とあります。今まで調達厅に顧問といふのがあったのですが。

○政府委員(根道廣吉君) 只今までございました。その後二人顧問がございましたのを一名にいたしまして、その一名を監察官に振り向けるということにいたして調整を図つたのでございました。

○政府委員(根道廣吉君) 只今までございました。その後二人顧問がございましたのを一名にいたしまして、その一名を監察官に振り向けるということにいたして調整を図つたのでございました。

○委員長(河井彌八君) それでは次に審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさように決しました。それから議題に供する法律案につきましては、ここに政府の各省厅等からそれへ見えておられますから、その都合によりまして、必ずしもこの公報に掲げてある順序に従わずに、適次に厖大なる終戦処理費の執行を担当する特別調達厅といたしまして、予

関するあらゆるものについて相談をして貰つておつたわけであります。

○補見義男君 その法律顧問というのは国内法の法律顧問ですか。

○政府委員(根道廣吉君) 内法に関するものであります。

○補見義男君 今ほどの行政官厅には主として法律に關係するような顧問した人が相当おるわけなんで、特に特別調達厅で法律面も国内法に関する法律顧問を置かなければならんというのは事務官その他法律に通曉した人が相当おるわけなんで、特に特別調達厅で法律面も国内法に関する法律顧問を置かなければならんといふのはどういう理由からでしようか。

○政府委員(根道廣吉君) 特に法律問題に関する顧問を置きましたことは、特別調達厅といたしましては非常な広い各方面の契約を取扱っております、又不動産関係その他におきましてあらゆる複雑な問題が生じて殊に補償、求償の関係、これを單なる法律關係の事務官の知識をもつてしては到底万全を期すことができないというので、特に念を入れてそういう顧問を置いた次第であります。

○委員長(河井彌八君) それでは次に審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) それでは次に審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) それでは次に審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(河井彌八君) それでは次に審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

地から各省の附属機関として置かれている審議会、協議会等の整理について、かねてから研究して参つたのであります。が、漸くその基準を決定し、通商産業省につきましてもこれに基く整理を行ふと同時に、最近の情勢に対処する組織の整備を図るべく銳意検討を重ねた結果、今般その結論を得るに至りましたのでここに審議会の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案として国会に提出し御審議を仰がんとする次第であります。

法案の内容につきましては御審議の途上逐次御説明申上げますが、以下その概要について申述べますならば、この法案は、第一条および第二条においてそれべ通商産業省設置法及び工業技術庁設置法の改正について規定します。先ず第一に、通商産業省設置法の改正につきましては鉱山保安法を初め六法令につきまして審議会等に関する部分の改正を規定しております。従来通商産業局において所掌しておられました特需關係の事務を通商術庁および特許庁に置かれてあります審議会等について整理統合を行いましたほか、從来通商産業局において所掌しておられました特需關係の事務を通商振興局に移管すると同時に、すでに清算段階に入つております貿易公団及び産業復興公団について、國家行政組織法上の機関としての機能を失つているとの見地からこれらの公団に関する根拠規定を削除する等の措置を規定いたしました。次に、工業技術庁設置法以下各法令の改正につきましては、すべて審議会等に関する規定の改正であります。工業技術協議会に統合し、鉱山保安法および工

業標準化法の改正におきましては、委員の任期または定数について、臨時鉄くづ資源回収法、輸出信用保険法、商品取引所法および連合国人工業所有権戦後措置令の改正につきましては、審議会の所掌事務等について、整備すると同時に関係条文の整理を行なつた次第であります。その他本則における法令改正に伴い国家行政組織法の改正および商品取引所法に関する経過規定を必要といたしますので、附則においてこれらに關し規定いたしております。

以上がこの法案の提案理由およびその概要でございますが、政府といいたしましては、この法案の成立により今後の円滑な通商産業行政の遂行に一層の努力をいたす所存でありますて、何にとぞこの意図することを諒とせられまして十分御審議の上御承認あらんことを切に希望する次第であります。

○楠見義男君 これは通産委員会の方で問題になつたそなんであります  
が、この委員会を整理するに當つて、実は從来省令等できめておつたのが、今度の改正を機会に立法化されておる委員会が若干あるわけであります、その立法化されておる若干の委員会のうちで特に電気自動車充電技術者資格検定審議会、こういうものの存在の必要があるかどうかということについて、最初に申上げたように通産委員会で大分問題になつたという話を我々同僚の通産委員の方に伺つたのですが、ということは大体電気関係の技術者については從来いろ／＼むずかしい制限があつたのだけれども、その制限は逐次解除されて殆んど現在ではそういう一つの技術者について検定試験というものはなくなつた。例えば屋内電燈、電気

工事等についても、当初はその資格について検定がやられておつたけれども、そういうものもなくなつた。ところが電気自動車の充電技術についてそれが今残つてゐるといふのは如何にも時代から逆行といいますか、おかしいじやないかということで大分問題になつたよう伺つておるので、その点についてこの委員会で一つ関係の方、大臣よりもほかのかたのほうが適当と思ひますが、どなたか関係のかたにお伺いいたします。

○楠見義男君 今電気事業主任技術者については一般的電気事業技術者の上に立つ主任者を検定するわけですね。今度の電気自動車充電技術者といふものは、いやしくも電気自動車の充電に従事する者はすべて検定を受けなければならんということになるわけでしょう。その相違はどうなるのです。

○説明員(辻達夫君) その点は仰せのよう電気自動車の充電に従事いたしました者は、すべてこの検定を受けるとます者は、すべてこの検定を受けるとすることになつております。

○楠見義男君 その点は電気事業技術者の場合は主任だけをやれば、その主任の監督の下に一般の技術者は別に試験を受けなくてもその仕事に従事できますが、便益の途が開かれておるのに對して、電気自動車だけ特にそういうふうに區別しているのはどういう理由ですか。

○説明員(辻達夫君) 電気自動車につきましては本制度は昭和二十四年からとりました次第でございまして、何と申しますか我が国における普及が極めて最近のうちに屬しまして、これに關する技術等もどちらかといふと全般的に不馴れた状況でございますので、一応現在までの段階ではすべての技術者を検定にかけるという制度になつておるわけでござります。

○楠見義男君 よくわかりませんけれども。

○國務大臣(横尾龍君) 資格試験でござります。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さる。

[速記中止]

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。この整理によつてどの程度経費が浮くかというような調べがありま  
すか。

○説明員(辻達夫君) 通産関係の審議会の予算上の削減は、大略これによりまして約二百五十万円程度の節約になりますとのと計算しております。

○委員長(河井彌八君) では通商産業省関係はこれでよろしくございま  
すか……。

○委員長(河井彌八君) それでは次に農林省関係、審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○政府委員(島村軍次君) 審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申上げます。

今般審議会等の整理その他農林省機構の一部を改正する等の必要が生じましたため、ここに審議会の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案を提案した次第であります。今回改定案は、農林省設置法のほか農林中央金庫特別融通及損失補償法、農村負債整理資金特別融通及損失補償法、臨時農村負債処理法、農地調整法、自家農創設特別措置法及び漁港法の六法律にも亘るものであります。これら法律の改定は、いすれも農林省設置法改定に附隨する改定でありますので先づ農林省設置法の改訂から御説明いたしたいと思います。農林省設置法改定の要點は、一、審議会等の諮問機関を整理すること、二、農事改良実験所及び農業機械指導所を廃止すること、三、輸出品検査所を統合することです。

第三の輸出品検査所の統合につきま

と、四、林野庁所掌事務を整理すること、五、公団の解散等に伴う関係規定を整理することとの五点であります。

第一の審議会等の整理につきましては、今回は昨年の整理に次ぐ第二回目

のものであります。終戦後行政民主化

の線に沿うものとして多數設置された審議会も行政簡素化の一手段として昨

年以來逐次整理の方向にあつたのであ

りますが、今年二月政府におきましてはその必要不可欠のものに限り存続を

認め他は廃止する等の措置を講ずるこ

とに閣議決定をいたしたのであります。

農林省におきましてもこの方針に即応いたしまして、今回本省におきま

して農林金融改善特別融通損失審査会、中央農業調整審議会、中央農地委員会、中央農業試験場審査会を廃止す

ることといたしましたのであります。

第二の農事改良実験所及び農業機械指導所の廃止についてであります。

農事改良実験所につきましては、既に昨年実現をみました試験研究機関

の整備統合の際都道府県農業試験場へ

の移管が予定されていましたのであります。

業務部は国有林野に関する業務に

限ることといたし、又これに伴いまし

て林政部にあつた林道の指導監督に關する事務は、指導本部の事務と密接な

関連があるところからこれを指導部に移管いたしますのであります。

第五に公団の解散等に伴う関係規定

の整理についてであります。御承知移管となり現在すでに清算中の段階

のとく今年三月一杯をもちまして食糧配給公団及び油糧砂糖配給公団が、

又昨年七月には肥料配給公団がそれ

れ解散となり現在すでに清算中の段階

であります。又農業機械指導所につき

ましても機構簡素化と経費節減の見地

からこの際廃止することといたしたわ

けであります。

第三の輸出品検査所の統合につきま

しては、従来輸出品検査所は、検査事務の円滑を図るためにその所掌する物資別に輸出食料品検査所と輸出農林水産物検査所の二本建で運営が行われて來たのであります。その後今日までの実績と予算節約の要求からいたしましたこの際両検査所を統合して、より強

力な一体とする方が輸出品検査を総合

統一的に行う上に有利であると考えら

れるに至りましたので、今回その線に沿う改正をいたしたわけであります。

第四に林野庁内部部局の所掌事務の整理につきましては、昨年薪炭の政府買上を廃止いたしまして以来銳意清算

事務には励みました結果、本年三月一日応いたしまして、今回本省におきま

して農林金融改善特別融通損失審査

会、中央農業調整審議会、中央農地委員

会議及び作況報告審議会を、林野庁に

おきまして保管林处分審査会を廃止す

ることといたしましたのであります。

第二の農事改良実験所及び農業機械

指導所の廃止についてであります。

農事改良実験所につきましては、

既に昨年実現をみました試験研究機関

の整備統合の際都道府県農業試験場へ

の移管が予定されていましたのであります。

業務部は国有林野に関する業務に

限ることといたし、又これに伴いまし

て林政部にあつた林道の指導監督に

關する事務は、指導本部の事務と密接な

関連があるところからこれを指導部に

移管いたしますのであります。

第五に公団の解散等に伴う関係規定

の整理についてであります。御承知移管

となり現在すでに清算中の段階

のとく今年三月一杯をもちまして食

糧配給公団及び油糧砂糖配給公団が、

又昨年七月には肥料配給公団がそれ

れ解散となり現在すでに清算中の段階

のとく今年三月一杯をもちまして食

糧配給公団及び油糧砂糖配給公団が、

私はおかしいように思うのですが、もう一

つ信頼しておるのですが、御了解が間違つておるのか、もう一

つ信頼しておるのですが、御了解が間違つておるのか

度伺いたい。

○政府委員(島村軍次君) 文書課長から答弁させます。

○説明員(白井俊郎君) 楠見委員からのお話の通りでございまして大分そういう適任者が得られない、六ヶ月限り一回しか再選して貰えない状況と向うへ話したのであります。が、再任の点だけは何回でもよろしい、というふうになりまして、いずれ規格法の改正の方で提案したいと思つております。ただ任期六ヶ月という方の点は、経済関係の物資の流通とかといふような関係のことはどうしても任期を六ヶ月にせいといふことのようであつてその点だけはそなつておりますが、実質上は再任で救つていけるということになつております。

○楠見義男君 そうすると、二月十六日の審議会等の設立基準等に関する件という閣議決定は、今の白井さんの御説明のようだとすると、閣議決定の六ヶ月を超えない期間として更に必要に応じては一回を限つて更新されるという条項は、その委員会に限つては変更されたものと了解していいわけですか。

○説明員(白井俊郎君) 御了解されている通りであります。

○楠見義男君 それから今の提案理由の中で農業機械指導所の廃止なんですが、この提案理由で読むと機構簡素化の必要性のウエイトとは、私はそれは問題にならんと思うのですがね。この農業機械の指導についてほかの機関でそういうことができるからここで廃止

するのか、そういう機関なしにただ提案理由に書いてあるような機構簡素化と経費の節減という見地から、農林省

はもはや農業機械の指導というのについては放棄したと、こういうのは少し問題が大きいように思うのですがその点は如何なんでしょうか。

○説明員(白井俊郎君) これは昨年度予算を編成いたしますときに大体廃止するということになります。その今年度は整理に近い状態なんであります

が、お話をありました点はたしか事務局でやつておりますの指導をする

いう意味で神奈川県にございましたのが、お話をありました点はたしか事務

の施設を設けませんでも御承知のよう

であります。が、時にそういう役所を別

に農地局に機械課というのがございまして、そこでそれすぐ地方の農地事務

局の指導をやつて参りたい、そういう

考えでそういう施設をやめると、そな

つておこします。

○楠見義男君 そうすると農業機械の指導については他の機関でやるとい

うことですね。

○説明員(白井俊郎君) そうございま

ます。本省の機械課を中心としてやつ

て行こうというわけでございます。

○説明員(白井俊郎君) 審議会の方は

ます。が、経費の節減はこの制度によつてどうなるのですか。

○説明員(白井俊郎君) 大した金はかかると思います。たゞ農事改良実験所の方は地方へ引取つて頂きましたその関係で人が二百人あ

まり減るよう記憶しております。そ

ういう関係で予算上は二、三千万円の

ものは節約になるだらうと思ひます。

○楠見義男君 これは若しきたら正確な数字をお調べ頂きたいと思いま

す。

○説明員(白井俊郎君) 承知いたしました。あとから提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 次に移つてよろしくございますか……。

○委員長(河井彌八君) 次に審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

○國務大臣(山崎猛君) 審議会の整理等のための運輸設置法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申上げます。

この度の改正は第一には先般の臨時物資需給調整法の改正に伴う整理であります。即ち、從来臨時物資需給調整法に基く臨時の権限といたしまして物資の輸送命令及びこれに伴う工事の施行に関する命令をなし得ることとなつてましたので、改めて法律上根拠をつけていないものは新らしく法律ではつきりさせるということになりましたので、これに伴いまして運輸省の権限及び所掌事務の規定中、該当条文を整理いたす必要があるであります。

改正の第二の点は審議会の整理に関する事項であります。が、先に政府において存続することと決定いたしました

造船業合理化審議会及び廃止することと決定いたしましたホーテル審議会について、國家行政組織法第八条の規定に基き附屬機関の規定中前者を追加し後者を削除する必要があるのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。が、何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられることをお願いいたしま

す。

○楠見義男君 説明員のかたで結構な

んですが、新らしく今年は審議会が法律上できるわけですね、大体まあ整理する傾向のときに新らしくできるわけなんです。造船業合理化審議会というものがそこで説明員のかたでどなたでも結構なんですが、簡単に造船業の合理

審議会を事業内容といいますか、そなうようなことについて御説明頂くと大変仕合せだと思うのですが。

○説明員(岡本恒君) 造船業合理化審議会と申しますのは、実は造船が非常に問題になつて参りましたのですでに昨年閣議決定でこの合理化審議会を設置いたしました。それで相当回数も開いておりまして実績も挙げております。

今度審議会の閣議決定がございました。今度審議会の閣議決定がございました。昨年閣議決定でこの合理化審議会を設置いたしました。それで相当回数も開いておりまして実績も挙げております。

造船業合理化審議会を設置するための傾向を辿りますと、いと、殊に年

末に差迫つて来て今度は逆に船腹の増強の必要が起つて参りました。即ち

造船業合理化審議会でございまして、存置するものについて法律上根拠を持つてないものは新らしく法律ではつきりさせるということになりました。

したので、設置法の改正でこれを運輸省の諸機関として正式に擧げるに

至りました。それで、存置するものについて法律上根拠を持つてないものは新らしく法律ではつきりさせるということになりました。

造船業合理化審議会として正式に擧げると、こ

れで、政府といたしましては年末が押

封じられるというような形から今度は太平洋を越えて長距離の船によつて南米、或いは北米からこういうものを運ばなければならぬよう情勢になつて来て、海運界の情勢も僅か二、三

カ月の間に国際情勢から手のひらを返すがごとく急変することになりました。

ので、政府といたしましては年末が押

詰つて或いは正月劈頭から、日本の外

航に適する船舶を増強してそれ、の

で、政府といたしましては年末が押

詰つて或いは正月劈頭から、日本の外

航に適する船舶を増強してそれ、の

で、政府といたしましては年末が押

詰つて或いは正月劈頭から、日本の外

航に適する船舶を増強してそれ、の

で、政府といたしましては年末が押

詰つて或いは正月劈頭から、日本の外

航に適する船舶を増強してそれ、の

で、政府といたしましては年末が押

詰つて或いは正月劈頭から、日本の外

航に適する船舶を増強してそれ、の

いうようなことが船そのものを整理しなければならないときに、造船業の方の製造能力設備が拡張過ぎておる、造船事業がいわば赤字経営に追込まれる状態にあるような場合において業界の強い希望もあり、運輸省といつても当然と見て海運界の堅実なる引

船と同時に造船事業の合理化といふことが官民の間に強く要求されたわけであります。その当時にできたのはこの造船合

理化審議会であります。ところが御承認のように昨年朝鮮事変が起つて以来造船業合理化審議会を設置いたしました。それで相当回数も開いておりまして実績も挙げております。

造船業合理化審議会でございまして、存置するものについて法律上根拠を持つてないものは新らしく法律ではつきりさせるということになりました。

造船業合理化審議会として正式に擧げると、これで、存置するものについて法律上根拠を持つてないものは新らしく法律ではつきりさせるということになりました。

造船業合理化審議会でございまして、存置するものについて法律上根拠を持つてないものは新らしく法律ではつきりさせる

ことになりました。

以上がこの法律案の提案理由であります。

以上が

この

法律案

の

提

案

の

提

案

の

提

案

の

提

案

の

提

案

の

提

案

の

提

案

の

の乱雑に出来上った状態のままで置く

ということはできませんのでそれで将来に応じるためにも、技術的にも機械的にも整備したものにして行かなければならぬ、必ずしも量の問題でなく質の点からも整備したものでなければならぬといふような、国際環境に応じて必要度が却つて増したような形になりましたので、審議会を廃止して行くといふ態勢の下に造船業の合理化の審議会だけはこの要請に応じて存続したいといふよう建前で参つたわけあります。併し造船には鉄も伴うものであり、その他労働条件等も技術の面から必要でありますので、造船業合理化は必ずそれらの問題を広汎に包含して漁業その使命を果したい、こういふ形でござります。

○委員長(河井彌八君) それで政府の都合もあるようですからこの際大蔵省関係の法律案に入ります。審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題としたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を御説明申上げます。

大蔵省関係の審議会等につきましては、只今各省より申されましたと同様の趣旨に基きましてその整理を行ふこといたし、このため大蔵省設置法を初め関係法律に所要の改正を加える目的を以ちましてこの法律案を提案いたしました次第でござります。

その内容を御説明申上げますと、別融通損失審査会、産業設備當局損失

審査会、国民更生金庫損失審査会、復興金融審議会、地方特定契約審査会、財産審査会及び杜寺境内地処分地方審査会は昭和二十六年度末限りでそれ／＼廃止することとしたものにつきましても、専売事業審議会の委員の任期を三年から二年へ短縮し、資産再評価審議会の委員の定数を四十人以内から三十人以内に減少し、更に財政制度審議会、資産再評価審議会、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会の委員の任期を新たに二年と定めることとしたとしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申上げます。

○楠見義男君 官房長に伺いますが、杜寺境内の処分審査会を廃止するのでありますが、これは廃止するときまでに大体社寺境内の処分といふものは完了するというお見込ですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 杜寺境内地の中央審査会は来年の三月三十一日までに廃止するものでございまして、それまでに大体の案件の処分を終了したいという考え方でございます。

○委員長(河井彌八君) それでは大蔵省関係はこの程度にとどめまして次に厚生省関係に入ります。

○委員長(河井彌八君) 審議会の整理

等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案、これを議題といたしま

す。

○政府委員(平澤長吉君) 只今議題と

なりました審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

政府は先に行政の簡素化等を図るために、各省庁の審議会等の設立基準整理方針等を決定したのですが、これに伴いまして厚生省につきましては、その附属機関であります医師、歯科医師実地修練審議会、日本医療団清算理協議会及び地方食品衛生調査会を廃止いたしますと共に、従来薬事審議会が委員会的性格のものとして一定の行政的権限を持つてゐるのを純然たる諮問機関に改めること、その他審議会の委員数並びに任期等についても適宜縮小するため厚生省設置法その他の関係法律について所要の改正を行うことが必要となつたのであります。

以上が本法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上速かに可決されますが、何とぞ御審議の上速かに可決されますようお願いいたします。

○楠見義男君 厚生省で今度の審議会廃止に伴う経費の節減はどうなつておりますか。

○説明員(高田浩運君) 試験につきましては御承知のようにやり方でありますとかそれから試験問題を作つて採点をするといふ仕事が主なことであります。そこで御承知のようにやり方でありますとかそれから試験問題を作つて採点をすべきであります。それから問題を作り採点をするといふことは、これは役所の職員ではいかなる形においてもできかねる仕事でござりますので、医師の場合等につきましては、先生がたを煩わしまして問題を作成して頂きそれから採点もして頂く、そういう恰好になつておりましたし、そういう恰好になつておりました。それから問題を作り採点をするといふことは、これは

も労働教育の振興を図り、健全な労働組合の発展を助長し、合理的な労使関係を樹立することの重且つ大なることは勿論のことであります。ただ戦後五年の経験を積んだ労働運動及び労使関係の現段階におきましては、必ずしも審議会委員といふごとき形式にとらわれず、必要性に応じまして隨時労働関係者の意見を聞くといふ彈力性のある方式によりましてその趣旨をよりよく達成することができると思ふのでござります。

○楠見義男君 これは今の審議会一つ何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) ほかにありますか……ちょっとと速記をとめて下さ

い。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さ

い。

○楠見義男君 そうすると審議会の事務局として厚生省の一部局が当つておつたのを、薬剤師試験審議会といふ

のを設けてそれに当らせるというのですか。

○楠見義男君 その点が実は

率直に申上げまして甚だはつきりしていなかつたのでございます。

○政府委員(山村新治郎君) 審議会等

の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をいたします。

今般各省附属の各種審議会等をできる限り整理し行政効率の向上を図ることになり、労働省といいたしましてもこの方針に即応しまして、現在労働省に附属する審議会等のうち労働教育審議会を廃止することにいたしたのであります。このことは申すまでもなく労働教育そのものの意義を軽視するものではございませんので、今後といえども労働教育の振興を図り、健全な労働組合の発展を助長し、合理的な労使関係を樹立することの重且つ大なることは勿論のことであります。

○政府委員(河井彌八君) これはどのくらいの経費を使つておつたのですか。

○政府委員(賀來オニ郎君) 十五万円





任命された委員の方々の発表もあつたことは御存じだと思いますが、あの委員会は根拠法が何かに基いてお作りになつたかその辺の事情を伺いたいのであります。

○政府委員(井上清一君) 従来とも選舉制度調査会におきましては、総理府設置法に基きまして法律の根拠がござります。ただ委員の数とかそれから任期等につきましては政令に譲ることになつております。一般政令を変えまして三十名ありました委員を十五名に、且つ任期がございませんでしたので一ヵ年ということにいたしましてそうして新たに任命をいたしたような次第であります。

○都祐一君 今まで審議会が議決機関でなく、この所長の諮問機関といいますかそういう形になったのだと思いますが、これは何か實質的にこれの御説明だと独立性を保つのだということがありますがね、今までの審議会の行き方で何かそういう点が調査の独立性を保つ上で、これは私は世論調査といふことはもつと活動して頂かなければならんし、世論調査の独立性を保つといふことは非常にいいことと思いますが、何か審議会の運営について、そういう点でこういう改正が御説明のごとく非常に調査の独立性を保つゆえんであるというような説明を中味に入つて若しして頂けるのならして頂きたいと思います。

○政府委員(井上清一君) 只今の提案理由に、世論調査の独立性並びに独立性を保障して調査の正確と公正を期する、という点については縷々申上げた通りであります。今度変えますことは、従来審議会が相当強い決定機関ではあります。しかしやないかと思いますが、

ある権限を持つておりますが、例えは所長の任命について同意を必要とするとか或いは又世論調査所の事業運営について同意を要するというような規定があつたのであります。で、この審議会の委員は総理大臣の任命であります。それで、国会に對して責任を負うような立場にもございませんのに、かかる強い権限を持つているのは若干おかしいじゃないかという点でこれらの性格を改めましたのでありますが、この調査研究の方針とか、調査の実施計画とか、調査の結果の発表といふような世論調査そのものの基本的なものにつきましてはその審議会の意見を尊重するのみならず、それについては同意を得る必要があります。そこで、これを期して行きたいとかよう考へるような次第でござります。

○都祐一君 これは希望めいたことにあります。世論調査といふのは今まで恐らく実際に占領下にありまするといふことは、注文があつたように私自身も承知しておる場合があるので、調査所自身が独立性を保つことは勿論結構。併し或る意味においては審議会を大いに活用し且つ場合によつては、どういふ世論調査をやることが國民が望んでおるかというような世論調査ですな、何か國民の非常に多くの希望といつも一緒になつて世論調査所が動いて行くというようなことに實際の運営をやつて頂くと、世論調査所といふものと國民との繋がり、折角唯一の國立世論調査所があるのでからそういうような運営がされますように、それにはもう少し予算とかいう点で十分な点がないんじやないかと思いますが、

そういう点をもう少し政府の方で十分これが生きて来るようにお骨折を願いたいと思います。

○政府委員(井上清一君) 只今の御意見につきましては十分一つ御趣旨の点を尊重いたしまして今後の運営に当たりたいと思います。

○梅津錦一君 この所に、「自主的機関として外力からの制約も受けることなく過去約二ヵ年」とこうあるのですが、この外力というのはどういうことを意味しているのかお聞きしたいと思います。

○政府委員(井上清一君) 外部という意味と存じます。つまり外部の力といふようなことであります。この世論調査審議会が外部的な、世論調査審議会以外の外部的な力によって制約を受けることなく公正にやつて来たということは、現わすものでござります。

○梅津錦一君 私もその概念的な外力ということはわかつてゐるのですが、この外力といえば直ちに占領軍が一番大きな外力だと、更には特にアメリカが大きな外力だと私は思う、更には連合国がそれに附属する大きな外力であると考えておる。国内においての外力というようなものは今のところちょっとどういうふうな形になると想ひます。従来は世論調査審議会なるものは、従来のこの主従の関係が調査所と審議会の関係が逆転したようにこの新旧対照表では見えるのですが、この通りなんですか。

○政府委員(井上清一君) それは実はそういう点で極めて何というか、審議会の権限のみ非常に強くして各般の事情に応じ必ずしも適合していないといふ点がありましたので、今度の改正案のように修正をいたしたいとかよう考へるのでござります。

○都祐一君 私の言つてゐるのは、従来の審議会のやりかたがどうであつたとか、又それが非常に工合が悪かつたとか何とかいうことにやなしに、世論調査審議会の法律上の性格といふものが非常に強くはございましたけれどもはつきりしていかつた点がございました關係で、今度政府の責任において世論調査所を運営する。但し調査所のものについては独立性を尊重してやつて行くという建前に換えたいとかよう考へております。

○政府委員(井上清一君) 例えは現行法の五条で行くと「審議会は左に掲げる事項をつかさどる」というので、いろいろな項目がありますね。そして、従つてそういうふうに審議会が主だからその事務局とも見られるようだ。

○都祐一君 私の言つてゐるのは、従来の審議会のやりかたがどうであつたとか何とかいうことにやなしに、世論調査審議会の法律上の性格といふものが非常に強くはございましたけれどもはつきりしていかつた点がございました關係で、今度政府の責任において世論調査所を運営する。但し調査所のものについては独立性を尊重してやつて行くという建前に換えたいとかよう考へております。

○都祐一君 例えは現行法の五条で行くと「審議会は左に掲げる事項をつかさどる」というので、従つてそういうふうに審議会が主だからその事務局とも見られるようだ。

○政府委員(井上清一君) そうでござります。

○都祐一君 それを今度は全く逆にあります。

○政府委員(井上清一君) 先ほどお話を

がありませんでしたように言葉の継と御了解願つたら結構だと存します。

正法の五条では「調査所の所長は、左に掲げる事項について、審議会の同意を求めるものとする。」ところいうふうになつておるから全く主従の関係になつて来たように見えて、そこにこういふうふうな性格上換えなければ世論調査所のもののがうまく行かんとか、或いはその換える理由、ここでは抽象的に行政分野と、それから調査機構の調整なり性格を明らかにするところあるのですが、性格を明らかにするのじやなくて全く換えるように見えるのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(井上清一君) 性格が變ると思います。お説のようにこのことは従来の審議会のやりかたがどうであつたとか何とかいうことにやなしに、世論調査審議会の法律上の性格といふものが非常に強くはございましたけれどもはつきりしていかつた点がございました關係で、今度政府の責任において世論調査所を運営する。但し調査所のものについては独立性を尊重してやつて行くという建前に換えたいとかよう考へております。

ては飽くまでも定見を持つておる、この行政的な点は審議会それ自身が責任を持たないのか、持つのかはつきりしなければいかんというようなことで政府の方針に従いまして一応はつきりしたわけであります。

○楠見義男君 世論調査のときは調査項目をきめるのには従来は全く独立し

た審議会がきめるわけですね。今度はそれは調査所長という役人がきめるわけですね。それを今度これで行くと審議会に諮問して実施計画を定めるところあるのですが、その中に調査項目が入るか入らないかよくわからないが、若しやるとともにその調査所の所長がきめると、こういう感じを持つのです

が、従来はその内閣の政策の如何にかかるか入らないかよくわからないが、かわらず、又痛い所、痒い所の如何にかかるわらず、審議会が世論のこういうものを調査する必要があるという場合

に、審議会がみずから独立性をもつてきめる。今度は役人がそういうものをきめるようになる。都合の悪いと思われるような調査項目は取らない

といふような、こういうような折角あらゆる問題について世論の調査をやらうという、而もそれが先ほど都委員からお話をあつたように将来も大いに期待される場合にそろそろふうにその世論調査といふものが時流に溺れるようあるようと思うのですが、その点はどうでしようか。

○政府委員(小山榮三君) 現在までは項目の選択も実際的には各官庁から來ましたり、又いろいろな方面から来ましたのでを書いて審議会で一応検討して頂いておるわけであります。でこの調査研究方針を定めるという中にはそ

ういものも含めて書いたらいいじやないかと思いますが、如何でしようか。

○梅津錦一君 私はそういうことを言わわれてはつきりしたのですが、時の政府の力は外力といふうちに考えることができるような何かあるか、そういう

ことをお伺いしたいのですが。

○政府委員(小山榮三君) 外力ということを若し広く解釈すれば或いは時の政府の力ということも入るかも知れませんが、今度の審議会におきまして調査研究の方針と調査の実施計画、調査の結果の発表等については決定権を持

つておるわけであります、何をとり上げるかということを調査研究の方針と考えておりますて、世論調査そのもの

の計画実施といふ点につきましてはこれは勿論審議会が決定権を持つて今後運営されて行くというでありますから、形が変りましたでも政府が審議会に對してその力を加えると、そして又

それによつてどうこうするというような懸念はないと私は確信いたしております。

○梅津錦一君 時の政府はまあ私は例をとつて申上げればよくわかるのです

が、前の中小企業庁の蜷川長官が三月危機を唱えたために首になつた。こういうことが種々あるわけです、これは大きな外力だと思う。而も三月はその通り危機であつた、経済危機は三月に来た。で、世論調査も外力に支配されことなくして独自の立場から日本の経済調査をして時の政府に不利なこと

が。特にこうしたもののが私は必要だと思ふ。そこでこの外力を排除するとい

う項目は非常に勇気のある文句であら、單に言葉の綾であるならばこれは以てのほかだと私は思う。これを実施してこそ調査機関の独自性或いは世論調査の価値が生まれて来ると思ふ。こ

ういう点から考えてこういうように改組されたこの審議会の様式においては、むしろ私は世論調査機関がその世論の本来の生命を失つた骨抜の審議会になるばかりだと思うのです。骨抜にされないというのならその反証を一つ上げてもらいたいと思う。

○政府委員(井上清一君) 先ほどの外力からということについては言葉の綾だと申上げましたのは過去のことにつれてのことをここに書いてあるのでありますて、外力の制約を受けることなく過去約二年間調査の正確と公正のためにその機能を果して来たのである

といふことを申上げたのであります。これに對してその力を加えると、そして又それによつてどうこうするというような懸念はないと私は確信いたしております。

○梅津錦一君 時の政府はまあ私は例をとつて申上げればよくわかるのです

が、前の中企庁の蜷川長官が三月に對してその力を加えると、そして又それによつてどうこうするというよう

な懸念はないと私は確信いたしてお

ります。

○梅津錦一君 時の政府はまあ私は例をとつて申上げればよくわかるのです

が、前の中企庁の蜷川長官が三月に

を選ぼうということで独自性、自主性を持つてやるわけです。今度は審議会の同意を要するといふけれども原案は

法でいえばそこで政府の都合の悪いような調査は調査所長が取上げない。從前は調査所長が取上げるわけです。その調査所長がきめてそれに対しても悪いか悪いかということについての同意を求める、こうなるわけです。で、この改正

の調査は立てない。今あなたが所長さんとしてどうもそういうことはなさそうけれどもいつの日かそういう骨のない変な所長が出て来たときに、そのときに世論調査所というものがもうあつて害のある機関になる虞れがあるのであります。その保証はどういうふうにして得られるか、あなたは大丈夫ですか。(笑)

○政府委員(小山榮三君) 大体そういう御懸念も御尤もだと思いますが、大体この設置法の第三条に職務遂行に当たり左に掲げる行為をしてはならないという項が五つありますてちよと説ませて頂きます、委員長読んでよろしくございますか。

○委員長(河井彌八君) どうぞ読んで下さい。

○政府委員(小山榮三君) 大変微に入つて急所を衝きました御質問であります。又そういう制度になつておると私は考えております。

○楠見義男君 その点なんですが、私がさつきから申上げている点は、今まで審議会といふものがあつて、これ

は審議会といふものだから、国的一般のいつでも首にされるような役人は違つておるので、委員といふものつたのは、それは審議会自身がきめるからなんです。今度は例えばAとい

こと、Bということ、「一つのことをきめよう、Aは政府には非常に都合がいい、Bは政府には都合が悪い、こういうの事項を今までには審議会が主体になつてそれをきめるわけですね。で、今度は政府に都合の悪い、いう今

のBならBというものを調査所長が肚の中に入れて調査研究方針にはまあ加えないと、いうふうなことはなさそうけれどもいつの日かそういう骨の

調査は立てない。今あなたが所長さんとしてどうもそういうことはなさそうけれどもいつの日かそういう骨のない変な所長が出て来たときに、そのときに世論調査所といふものがもうあつて害のある機関になる虞れがあるのであります。その保証はどういうふうにして得られるか、あなたは大丈夫ですか。(笑)

○政府委員(小山榮三君) 大体そういう御懸念も御尤もだと思いますが、大体この設置法の第三条に職務遂行に当たり左に掲げる行為をしてはならないという項が五つありますてちよと説ませて頂きます、委員長読んでよろしくございますか。

○委員長(河井彌八君) どうぞ読んで下さい。

○政府委員(小山榮三君) 第一は「特定の政党政派を利する目的で調査を実施すること」、第二「調査の結果を特定の政党政派のために利用すること」、第三「調査を思想の統制、又は取締り利用すること」、第四「調査によつて知り得た個人の秘密を漏らすこと」、第五「調査のために行う質問に対する回答を強要すること」。こういふ五つの項目がございまして、まあこれと両方併せて考えますと御懸念のような点は防

げるのじやないかと思ひます。

○政府委員(井上清一君) 更にこの所長の任免につきましては、世論調査の専門家をとるよう仕組になつておりますが、而もその任免の場合には審議会の議に付してきることになつておりますので、今後所長は少くもこの世論調査の公正を保つておきましては、只今申上げましたような点、並びに世論調査所長から申上げましたようないろ／＼の点でまあ十分縛られておりますので、決して御懸念の点は起らないという一つの確信を持つております。

○楠見義男君 あの強力な独立機関として生まれた人事院ですらも、どうも時の政府の意向といふものを気にする虞れが多分に窺われるのですね、実際問題として。いわんや一官吏たる調査所の所長を初め役員は、よほどのそれこそ鷲川氏の二の舞をやるという覚悟でないと、これはまあ政府を攻撃する調査をするという意味でここに書いてあるように政黨政派に關係なくやるとか何とかという意味で調査するのであります。これが以上はもう結局は見解の相違になりますからこの程度にとめます。

○都祐一君 この世論調査所は今までづつとできてから審議会が中心になつてやつておられたのだけれども、古いたいタイプの人間でもないがそれ／＼放送希望しますが、私はこういふものについて審議会が頭になつて行く行き方といふものはどうも動きが恐らくやりにくかつたのじやなかろうかと思うので

いつきのような話が出て来るのです。

そこで本当に責任のある世論調査したところで政府なり、一部の者、官吏の指示によつて動くという点はそう私は心配しないでいいのじやないかと思ひます

が、専門家をとるよう仕組になつておきましては、むしろできていなかつたのじやないか。さつきよつと伺つたのは所長の任免等について何か審議会が口を出したというようなことでもあるか

といふようなことを何かよつと伺つたように思つておつたのですがね。世論調査所といふのはその構成からいつても、小山さんもプロフェッサーでありそしてそういうふうに学者をたくさん集めてやつておるが、そうして、そ

ういうものをこしらえてもこれじや實際動かない、むしろこれのほうが見当違

いをするという意味合で、私は世論調査所が仕事をやつて行くのは今度の改

動かぬ、むしろこれのほうが見当違

いをするといふのをかからぬつて行つてあります。

○楠見義男君 ちょっと速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

○梅津錦一君 楠見さんの速記をとめて下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(井上清一君) これは速記をしてもらつたらよろしい、世論調査

をしてもらつたらよろしい、世論調査と云ふのがああいう専門家のやる方式

でやつて行くのだから、その題目の選

ぶ方といふものが仮にどうであろうと、その結果は非常に科学的なものが得られる。併しその題目の選び方等についてできるだけ国民が希望しているが、これもまたこの問題など世論調査をする必要があるし、特に今問題になつておる医薬分業の問題、これなんかはなか／＼納得は行きかねるのですが、これが以上はもう結局は見解の相違になりますからこの程度にとめます。

○都祐一君 この世論調査所は今までづつとできてから審議会が中心になつてやつておられたのだけれども、古いたいタイプの人間でもないがそれ／＼放送希望しますが、私はこういふものについて審議会が頭になつて行く行き方といふものはどうも動きが恐らくやりにくかつたのじやなかろうかと思うので

一〇

も力強いし又相当信用を得ておるわけ

なんです。そこでアメリカ政府の極東政策について失敗であつたが成功であつたかといふ調査をやつて堂々とそれは失敗であつたという結果が出ておる

のです。而もそれを堂々と発表をして日本では審議会である、まだ日本では民間でそういうことをやつてもなかなか経営が成り立ちませんから、

今はアメリカから御指示があつたのではアメリカから御指示があつたので止むを得なく、六大都市ですか、やる

ようなことをきめたので、政府自体はやはりたくない。医薬の分業も、それはアメリカから御指示があつたので

止むを得なく、六大都市ですか、やる

ようなことをきめたので、政府自体はやはりたくない。こういう問題は直接国民に直結しておる問題である。だから私はさつきから外力という問題に対し

て政府の力が加わつておるか、加わつておらないかといふことになるけれども、これは先進国の例を取つて独立機関である以上、何ら時の政府に気兼ね

することなく敢然として世論調査を取るべきだと思います。そういう点ではやは

り審議会のメンバーが政府の機関でないといふところに大きな力があると思

う。これを政府機関としての所長さんがやるときに非常に自分が政府に不利なことはやれなくなり、而も時の政府

に不利になることは国民はやつてもらいたい、こういふような形であると私は思う。これはどこの政党、政府にとつた

この点は政府もお考えになつた方がいいのじやないかと私は思います

ね。

○楠見義男君 それに関連して、私は

は最近アメリカに行つて來たのです

が、向うは御承知のように民間機関が世論調査をやつておりますね、それに対する正当なる批判を或いは出されだと思ひます。お医者さんは反対だし薬剤師は賛成だ、この二派に分れて喧嘩しておる、これは両者の喧嘩です。国民はそれ相呼応してやるべき仕事だと思ひますが、お医者さんは反対だし薬剤師もやつておらないし、なお国会から問

題になつておる社会保障制度の問題、この全貌も明らかにして、社会保障制度といふのはどういうものであるかと

いうことを知らせる。社会保障制度の

幾つかの項目を拾い上げてやはり世論調査をやるべきだと思う。これは必ず

ではあります、それがひよこ／＼

と思いつきを言われるというのも却つてもののが動かないのじやないか。

どうも審議会は非常にそれ／＼専門家

を出したというようなことでもあるか

といふようなことを何かよつと伺つた

たように思つておつたのですがね。世

論調査所といふのはその構成からいつても、小山さんもプロフェッサーであ

りそしてそういうふうに学者をたくさ

ん集めてやつておるが、そうして、そ

そそこへひよこ／＼と頭に審議会の委員と

いうものをこしらえてもこれじや實際

動かない、むしろこれのほうが見当違

いをするといふのをかからぬつて行つてあります。

○楠見義男君 ちょっと速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○楠見義男君 それ／＼と関連して、私は

午後四時十五分速記開始 下さい。

○委員長(河井彌八君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(井上清一君) これは速記を一つとめて頂いて。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめて下さい。

○楠見義男君 それに関連して、私は

午後三時五十九分速記中止 下さい。

○政府委員(小野哲君) 只今議題とな  
りました地方自治法設置法の一部を改  
正する法律案につきましてその提案の  
理由を簡単に御説明申上げます。

審議会等の設立基準等に関する政府の方針に沿いまして地方自治委員会議の委員に二年の任期を設けようとするものであります。地方自治委員会議は地方自治庁設置法第七条に基いて地方自治庁に附置されている諸官機閣であります、六団体即ち全国知事会、全國市長会、全國町村会、都道府県議會議長会、全國町村議會議長会がおののくその代表者として推薦した者六人及び学識経験者二人について、内閣総理大臣が任命した八人の委員からなつてゐるのであります。現在地方自治委員会議の委員には任期について別段の定めがないのであります、一般的に任期のない審議会の委員に任期を附すこととしたいたと、いう方針に従い、且つは地方自治委員会議の性格、権限、委員の選出方法などを勘案し、更に他の審議会等の委員の任期との振合を考慮し、委員の任期は二年とすることといたして、この任期は本法施行の日から起算することが適当であると認められますので、これに関する所要の経過措置を講ずることとしているのであります。

以上が本法案の提案の理由であります、何とぞ、慎重御審議の上適当に御議決あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(河井彌八君) それでは地方自治庁設置法の一部改正につきましては、質疑もないと認めます。

そこで申上げておきますが、本日は大体審議は一応の説明を承わつたので、ただ文部省設置法の一部だけが、文部大臣の都合によりまして一時来ておりましたが出られなくなりましたので、これは明日聞こうと思います。それからもう一つ外務委員長から外務省設置法に關しまして連合委員会を開き

たいという要求がありますから、これを開きます。そこでなお申上げます  
が、建設省との連合委員会が多分明日の午後になるだろとういう報告がありますから、明日本会議がありましょ  
けれども午前十時から開会しようと思  
います。さように御承知を願います。  
それで大体本日かようになたくさんの説  
明を聞きましたが、明日はなお質疑の  
残りといいますかそういうようなもの  
がおありになりますれば明日でもつて  
大体質疑を終了してしまいたい、かよ  
うに考えます。そうしてできれば土曜  
日の午前に決議するものは議決してし  
まいたいというように考えておりま  
す。そんな方向に進みますから御承知を  
願います。では本日はこれを以つて散  
会いたします。

政府委員	運輸大臣	山崎 猛君
内閣官房副長官	井上 清一君	井上
特別調達厅長官	根道 廣吉君	根道
特別調達厅	辻村 義知君	辻村
國立世論	小野 哲君	小野
地方自治	政務次官	政務次官
官房長	大藏大臣	大藏大臣
調查所長	西川甚五郎君	西川甚五郎君
厚生政務次官	森永貞一郎君	森永貞一郎君
農林政務次官	平澤 長吉君	平澤 長吉君
運輸大臣官房長	島村 軍次君	島村 軍次君
労働政務次官	荒木茂久二君	荒木茂久二君
労働省労政局長	山村新治郎君	山村新治郎君
経済安定本部	賀來才二郎君	賀來才二郎君
総裁官房次長	河野 通一君	河野 通一君
物価政務次官	郡 祐一君	郡 祐一君
事務局側		
説明員		
常任委員	杉田正三郎君	杉田正三郎君
会専門員	高田 浩運君	高田 浩運君
常任委員	藤田 友作君	藤田 友作君
会専門員		
厚生省大臣官		
農林省大臣官		
通商産業省大臣		
官房総務課勤務		
運輸省大臣官		
房文書課長		
建設省大臣官		
房文書課長		

一、審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案

一、審議会等の整理のための地方自治廳設置法の一部を改正する法律案

一、特別調達厅設置法の一部を改正する法律案

一、審議会等の整理のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案

一、審議会等の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案

一、審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案

一、審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案

（文部省設置法の一部改正）

第一条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項の表中

〔教科書文部省著作教科書の出版権に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)〕に規定する事項を審査すること。

を削る。

(文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第二条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のよう改正する。

第二条第二項中「第四条」を「第三条」に改める。

第四条中「第二項の審査に合格した者の競争」を「前条の審査に合格した者の競争」に、「第二条の審査に合格した者との随意契約」を「同条の審査に合格した者との随意契約」に改める。

第八条中「第六条第五項」を「第五条第五項」に改める。

第十条中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第十五条第一項第二号中「第一条又は第十三条」を「第十一条又は第十二条」に、同条第三項中「第二条」を「第十六条第一項中「第四条」を「第三条」に改める。

第十七条第二項中「第十一条」を「第十条」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、以下一条ずつ繰り上げる。

附 則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

---

審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案  
審議会の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律  
第一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四十三号中「薬剤師国家試験を監督し、薬剤師の免許及び登録を行ひ、「を「薬剤師の試験、免許及び登録を行ひ」に、同条第四十五号中「薬事審議会の提出する原案に基いて、「を「薬事審議会の意見を聞いて、「に改める。

第十五条中「国立公衆衛生院」を「國立精神衛生研究所」に改め、第十七条の六に次の二条を加える。

(国立精神衛生研究所)

第十七条の二 国立精神衛生研究所は、精神衛生に関する調査研究をつかさどる機関とする。

2 国立精神衛生研究所は、千葉県に置く。

3 国立精神衛生研究所の内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表中「中央食品衛生会」を「食品衛生会」として、「食品衛生会」を「中央食品衛生会」に、

第二十九条第一項の表中「厚生大臣の諸間に応じて、食品衛生及び行政に關する重い事項に關する事務」を「厚生大臣の諸間に応じて、食品衛生及び行政に關する重い事項に關する事務」に、

(昭和二十一年法律第百一十八号)

の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項を次のように改める。

厚生大臣の諮問に応じ、食品衛生に関する重要事項を調査審議させるため、厚生大臣の監督に属する食品衛生調査会を置く。

改め、医師、歯科医師実地修練審議会及び日本医療団清算監理協議会の項を削り、

は厚生大臣の指定した外国以外の外国の薬剤師免許を受けた者

は、五百円、実地試験を受けようとする者は、一千円を、手数料として納めなければならない。

第十一条 学説試験を受けようとする者は、五百円、実地試験を受けようとする者は、一千円を、手数料として納めなければならない。

前項の規定により納めた手数料は、試験を受けなかつた場合においても、これを返還しない。

第十二条 この法律に規定するもの外、試験の科目、受験手続

その他の試験に關し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十三条 厚生大臣の諮問に応じて、薬事(薬剤師国家試験)に関する事項を除く。並びに毒物及び劇物の取締に関する重要な事項を調査審議せらるため、厚生大臣の監督に属する薬事審議会を置く。

第十四条 厚生大臣の諮問に応じて、薬剤師試験審議会を

第十五条 中「國立公衆衛生院」を「國立精神衛生研究所」に改め、第十七条の二、第十八条第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

第三条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次

法律第二百五十六号)の一部を次のよう



び左の四部を置く。

財務部  
業務部  
管理部  
労務部

第六条を次のように改める。

(特別な職)

第六条 特別調達厅に次長一人を置く。次長は、長官を助け、庶務を整理する。

2 特別調達厅に顧問一人を置く。顧問は、重要な庶務に参画する。

3 長官官房に官房長一人を置く。官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

4 長官官房に監察官一人を置く。監察官は、命を受けて庶務の監査に関する事務を総轄する。

5 各部に次長各一人を置く。各部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

6 第七条第十三号を次のように改め

十三 庶務の監査を行うこと。

第九条を次のように改める。

第九条 業務部においては、左の事務をつかさどる。

一 庁費以外の終戦処理費による調達(不動産及びこれに附屬する動産の調達を除く。以下本条において同じ。)に伴う設計及び積算に関する事。

二 庁費以外の終戦処理費による調達に伴う契約に関する事。

三 工事の実施、役務の提供及び需品の納入の促進、監督及び考査に關すること。

四 工事、役務及び需品に要する

資材の供給のあつ旋に關すること。

第十条を次のように改める。

(管理部)

第十一条 管理部においては、左の事務をつかさどる。

一 終戦処理事業費による不動産(これに附屬する動産を含む。以下本条において同じ。)の調達及び評価に關すること。

二 連合国の需要を解除された不動産の管理及び返還並びに評価に關すること。

三 不動産の調達に伴う補償並びにその返還に伴う補償及び求償に關すること。

四 不動産の記録に關すること。

五 需品の管理、出納、輸送及び売却並びにこれらの行為に伴う契約に關すること。

六 工事、役務及び需品並びに不動産の調達等に附隨する事件の処理に關すること。

第七条を次のように改める。

第十二条を次のように改める。

第十三条を次のように改める。

第十四条を次のように改める。

第十五条を次のように改める。

第十六条を次のように改める。

第十七条を次のように改める。

第十八条を次のように改める。

第十九条を次のように改める。

第二十条を次のように改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十二条を次のように改める。

(調達役審議会)

第十二条の三 調達役審議会(以下「役務審議会」という。)は、特別

調達厅長官の諸間に応じ、調達されたホテル等の運営及び芸能に関する役務の調達について調査審議する機関とする。

四 工事、役務及び需品に要する

2 役務審議会は、特別調達厅長官及び委員四十八人以内で組織する。

3 特別調達厅長官は、役務審議会の会長として、会務を総理する。

4 委員は、関係行政機関の職員及びホテル等の運営又は芸能に関し学識経験のある者のうちから、特別調達厅長官が任命する。

第五条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十三条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十四条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十五条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十一条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

(調達役審議会)

第十二条の三 調達役審議会(以下「役務審議会」という。)は、特別

調達厅長官の諸間に応じ、調達されたホテル等の運営及び芸能に関する役務の調達について調査審議する機関とする。

四 工事、役務及び需品に要する

を加える。

4 昭和二十七年三月三十一日まで、本省の附屬機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

第五条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十三条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十四条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十五条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十一条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

(日本銀行特別融通及損失補償法第五条ノ特別融通損失審査会)を「大蔵大臣」に改める。

第六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第七条中「日本銀行特別融通及損失補償法第五条ノ特別融通損失審査会」を「大蔵大臣」に改める。

第八条中「第六条第一項」を「第六条に改める。

第六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十三条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十四条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十五条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十一条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

(日本銀行特別融通及損失補償法の一部改正)

第二条日本銀行特別融通及損失補償法(昭和二年法律第三十二号)の一部を次

の如く改正する。

第三条国民更生金庫法(昭和二年法律第四十二号)の一部を次の如く改正する。

第四条産業設備團法(昭和十六年法律第九十二号)の一部を次の如く改正する。

第五条大蔵大臣の諮問に応じて、中央特約審査会の項を削り、中央特約審査会の項を削る。

第六条大蔵大臣の諮問に応じて、中央特約審査会の項を削る。

第七条大蔵大臣の諮問に応じて、中央特約審査会の項を削る。

第七条中「日本銀行特別融通及損失補償法第五条ノ特別融通損失審査会」を「大蔵大臣」に改める。

第八条中「第六条第一項」を「第六条に改める。

第六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十三条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十四条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十五条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十六条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十七条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十八条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第十九条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十一条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

第二十二条を前二条を前二条に改め、同条を第十二条の五とする。

(日本銀行特別融通及損失補償法の一部改正)

第二条日本銀行特別融通及損失補償法(昭和二年法律第三十四号)の一部を次の如く改正する。

第三条国民更生金庫法(昭和二年法律第三十四号)の一部を次の如く改正する。

第四条産業設備團法(昭和十六年法律第三十四号)の一部を次の如く改正する。

第五条大蔵大臣の諮問に応じて、中央特約審査会の項を削る。

第六条大蔵大臣の諮問に応じて、中央特約審査会の項を削る。

第七条大蔵大臣の諮問に応じて、中央特約審査会の項を削る。

第八条中「復興金融庫法(昭和二十一年法律第三十四号)の一部を次の如く改正する。」





3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「物資」を「供給の特に不足する物資」に、第七号中「若しくは禁止し、又はその輸送若しくは工事の施行を命ずること。」を「又は禁止すること。」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とする。

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

四 削除  
二 削除

第二十七条第一項の表中「造船技術審議会」

第三十八条第一項の表中「造船技術審議会」

じて運輸大臣の諸問題に上記調査審議する重技術の要事項をとる。

造船技術審議会の項を削る。

造船技術審議会の項を削る。  
造船技術審議会の項を削る。

造船技術審議会の項を削る。  
造船技術審議会の項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中労働教育審議会の項を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働教育審議会令(昭和二十四年政令第二百五十五号)は、廃止する。

昭和二十六年五月二十六日印刷

昭和二十六年五月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所